

2022年3月23日 (Vol.11)

## 電気通信事業法改正法案 —利用者情報に関する規律を中心に—

- I. はじめに
- II. 「利用者」の定義の新設
- III. 大規模な事業者が取得する  
利用者情報に関する適正取扱い
- IV. 利用者情報送信に係る確認の機会の付与
- V. 重大事故報告の拡大
- VI. まとめ

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 林 浩美  
TEL. 03 5220 1811  
[hiromi.hayashi@mhm-global.com](mailto:hiromi.hayashi@mhm-global.com)  
弁護士 岡田 淳  
TEL. 03 5220 1821  
[atsushi.okada@mhm-global.com](mailto:atsushi.okada@mhm-global.com)  
弁護士 田中 浩之  
TEL. 03 6266 8597  
[hiroyuki.tanaka@mhm-global.com](mailto:hiroyuki.tanaka@mhm-global.com)  
弁護士 蔦 大輔  
TEL. 03 6266 8769  
[daisuke.tsuta@mhm-global.com](mailto:daisuke.tsuta@mhm-global.com)  
弁護士 伊奈 拓哉  
TEL. 03 5293 4899  
[takuya.ina@mhm-global.com](mailto:takuya.ina@mhm-global.com)

### I. はじめに

2022年3月4日、第208回通常国会において「電気通信事業法の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」といいます）が提出されました。

この法案の背景には、2021年3月に発覚した、電気通信事業者による情報管理が問題となった事案があります。これを受けて、2021年4月に、電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策及びデータの取扱いに係るガバナンス確保の今後の在り方について検討するため、総務省に「電気通信事業ガバナンス検討会」が設置され、同検討会における様々な議論や検討を経て、2022年2月18日に「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書」（以下「報告書」といいます）が公表されました。

改正法案によって改正される電気通信事業法（以下「事業法」といい、改正法案による改正後の事業法を「改正事業法案」といいます）による改正事項は複数ありますが、その一部は、報告書を踏まえたものとなっています。

以上を踏まえ、本レターでは、改正事業法案のうち、同検討会で議論された内容及び報告書に関連する改正事項について、まもなく（2022年4月1日より）改正法が施行される個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」といいます）との関係にも触れながら解説します。

## データ・セキュリティ NEWSLETTER

## II. 「利用者」の定義の新設

改正事業法案における報告書に関連する主な改正事項は、「利用者」の情報に関する規制とすることができます。改正事業法案2条7号（以下、条文番号のみを挙げている場合は、改正事業法案の条文番号を指します）に、「利用者」の定義が新設されており、具体的には、次のいずれかに該当するものとされています。定義上、自然人に限られていませんので、個人情報保護法と異なり、法人の利用者も含まれます<sup>1</sup>。

- イ 電気通信事業者又は164条1項3号に掲げる電気通信事業（第3号事業）を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者
- ロ 電気通信事業者又は第3号事業を営む者から電気通信役務の提供を受ける者

以下、Ⅲでは、一部の大規模な電気通信事業者に課される「特定利用者情報」についての規律、Ⅳでは、電気通信事業又は第3号事業を営む者（電気通信事業を営む者）に課される「利用者に関する情報」に関する規律について解説します。

## Ⅲ. 大規模な事業者が取得する利用者情報に関する適正取扱い

## 1. 特定利用者情報に関する規律

一部の大規模な電気通信事業者について、「特定利用者情報」を適正に取り扱うための規律が新設されます。義務の対象となる電気通信事業者（以下「対象事業者」といいます）は個別に指定されます（27条の5第1項）。

まず、ここにいう「特定利用者情報」とは、電気通信事業者が取得する利用者に関する情報であって、①通信の秘密に該当する情報や②利用者（ただし、2条7号イ（契約を締結している者等）に限る）を識別することができる情報であって総務省令で定めるものをいいます。②については、アカウント登録等をしている利用者の情報に限る趣旨と考えられます<sup>2</sup>。

次に、対象事業者は、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務（サービス）を提供する電気通信事業者が指定されます。指定の指標としては、具体的には、報告書48頁では、利用者数（例えば国内総人口の約1割程度の1,000万人以上）を基準とすることが示唆されています。

指定された対象事業者は、以下の義務を負います。

<sup>1</sup> イとロの違いは、要は電気通信サービス提供者と利用者間で契約が締結されているか否か（例えば、規約等に基づいてアカウント登録をしているかどうか等）です。この分類は後述する「特定利用者情報」に関係します。

<sup>2</sup> 報告書47頁参照。

## データ・セキュリティ NEWSLETTER

- ① 特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため、特定利用者情報の漏えい防止を含む情報の安全管理に関する事項等を記載した「情報取扱規程」を策定し総務大臣に届け出る（27条の6）。
- ② 特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため、取得する特定利用者情報の内容に関する事項等を記載した「情報取扱方針」を策定し公表する（27条の8）。
- ③ 毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について評価を実施する（27条の9）。
- ④ 「情報取扱規程」に記載した事項に関する業務を統括管理させるため、特定利用者情報統括管理者を選任し総務大臣に届け出る（27条の10）。

上記②について、公表が必要な「情報取扱方針」に含まれる内容として、「特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項」があります（同条1項3号）。ここにいう「安全管理の方法」については、報告書49頁脚注69において、「利用者情報を保管する電気通信設備の所在国や当該情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表すること等が考えられる」とされています。

これは、冒頭で言及した電気通信事業者による情報管理が問題となった事案に加え、個人情報保護法の改正に伴うガイドラインの改正により、個人データの安全管理措置の一環として「外的環境の把握」が加わったことが影響していると考えられます。外的環境の把握とは、外国で個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（改正個人情報保護法23条、改正個人情報保護法ガイドライン（通則編）10-7）というもので、これが保有個人データであれば、保有個人データを保管している国名を本人が知りうる状態に置かなければなりません（改正個人情報保護法32条、同法施行令10条）。

これを受けて、特定利用者情報についても、同様の規律が求められる可能性があります。

## 2. 登録・届出が必要な事業者の範囲拡大（検索・SNS事業者）

電気通信事業の登録又は届出が必要とされる「電気通信事業を営む者」とは、「電気通信役務」を「他人の需要に応ずるために提供する事業」（＝電気通信事業）を営む者をいいます。イメージは、報告書70頁の下表のとおりです。

電気通信役務（サービス）は、典型的には他人間の通信を媒介するもの（電話やインターネット接続サービス等）をいいますが、その他、電気通信設備（サーバーや端末機器等）を使ったサービス全般が含まれます。

**『電気通信事業を営む者』とは** 2

**I 他人のために提供していますか？ →『他人の需要に応じるため』に該当**

ポイント 役務（サービス）を他人の需要に応じるために提供しているか。  
※ AさんとBさんの通信を媒介するサービスの提供（他人と他人の電話、メールの送受信などを提供）が代表例。  
※ 「個人や企業のwebサイト」「社内システムを自社で運営」など、自己の需要のために提供する場合には該当しない。

**II （下記の）電気通信サービスを行っていますか？ →『電気通信事業』に該当**

**i 電気通信設備を用いてサービスを提供しているか？**

ポイント 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいう。  
※ 電気通信設備は、自らが所有するものでなくても、利用する（又は利用させる）権限を有するものも含む。  
※ 「他人と他人の通信を媒介」する場合だけでなく「自分と他人の通信」によってサービスを提供する場合も含む。

**ii iの提供を反復継続していますか？**

ポイント 主体的・積極的意思、目的をもって、同種の行為を反復継続的に遂行しているか。  
※ 緊急・臨時的に行うものは該当しない。

**III 料金を徴収するなど、利益を得ようとしていますか？ →『営む』に該当**

ポイント サービス提供の対価として料金を徴収して（又はサービスは無料だが広告収入を得ることなどで）利益を得ようとしているか。  
※ 実際に利益が出ていなくても、利益を得ようとしていれば該当する。  
※ 無償・原価ベースでサービスを提供する場合は該当しない。

ポイント

企業が自社製品等を掲載するwebサイト運営は、一般的には、『自分のため＝自己の需要のため』となります。

すべてYES ↓

『電気通信事業を営む者』に該当します

↘

1つでもNO

電気通信事業法は適用されません。

もっとも、現行法では、電気通信事業を営む者のうち、電気通信回線設備（光ファイバや携帯電話基地局等）を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない事業（ドメイン名電気通信役務を除きます。）（第3号事業）を営む者は、事業法に基づく登録・届出は不要であり、また、検閲の禁止と通信の秘密の保護に係る規制を除き（事業法164条3項）、法の規律の対象ではありませんでした（事業法164条1項3号）。例えば、オンラインでの情報提供サービス、オンラインショッピングモール、検索サービス、オンラインストレージサービス、ソフトウェアのオンライン提供（いわゆるASPサービス）、電子掲示板サービス等が第3号事業の典型例とされていました。

しかしながら、こうした種類の事業者であっても、昨今のインターネットの急速な発展に伴い、社会経済活動において重要な役割を有する者が増加したことを踏まえ、改正事業法案では、ドメイン名電気通信役務に加え、①検索情報電気通信役務、②媒介相当電気通信役務についても第3号事業から除外され、登録又は届出が必要とされることとなります。

典型的には、①は検索サービス、②はSNSが想定され、いずれもその内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるものである必要があるとされます。大規模な事業者である場合、別途、上記1. 記載の「特定利用者情報」を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定されうることに注意が必要です。

## データ・セキュリティ NEWSLETTER

## IV. 利用者情報送信に係る確認の機会の付与

利用者がアプリやウェブを利用する際に、利用者の意思によらず、利用者に関する情報である利用者の端末情報（例えば、端末に保存された閲覧履歴、システムログ等）等が当該アプリの提供事業者、ウェブサイト運営者等のサービス提供者又はそれ以外の第三者に送信される場合があることを踏まえ、電気通信事業者や第3号事業者が、利用者に関する情報を外部に送信させようとする際には、利用者に確認の機会を与えることが必要である旨が報告書54頁で示されました。それに関する規律として、改正事業法案27条の12が新設されています。

規律の対象となる事業者は、電気通信事業者及び第3号事業を営む者のうち利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信サービスを提供する事業者となります（27条の12）。報告書によれば、利用者と直接の接点があるアプリ提供事業者やウェブサイト運営者等のサービス提供者が主たる規制の対象として想定されているように見受けられます。

義務の内容は、利用者に対し電気通信役務を提供する際に、利用者の電気通信設備（PC等）に記録された利用者に関する情報を利用者以外の者に外部送信させるためにその旨を指令する通信を行おうとするときは、送信される利用者に関する情報の内容、送信先その他の総務省令で定める事項について、利用者に通知し、又は、利用者が容易に知りうる状態に置かなければならない<sup>3</sup>というものです。ここにいう「利用者に関する情報」は、上記Ⅲで記載した「特定利用者情報」に限られない広い概念であるという点に注意が必要です。

ただし、以下の場合には、利用者への通知等が不要とされています（27条の12各号）。

## ①適正表示のために必要な情報（1号）

文字や画像を適正に表示するためのOS情報、画面設定、言語設定情報等が想定されていると考えられます（報告書54頁脚注80参照）。

## ②利用者の識別符号（2号）

Webサイトの管理者・運営者が発行しているファーストパーティクッキー等が想定されていると考えられます（報告書54頁脚注80参照）<sup>4</sup>

## ③利用者が外部送信を同意している利用者に関する情報（3号）

## ④オプトアウト措置がなされている情報（4号）

利用者が、情報の送信又は送信された情報の利用について停止を求めた場合にはそれに応じるための措置を講じており、利用者の求めを受け付ける方法等を利用者が容易に知りうる状態に置いていることをいいます。個人データのオプトアウトによる提供を規定する個人情報保護法27条2項と異なり、当局への届出等は不要です。

<sup>3</sup> 「容易に知りうる状態に置く」という文言は、個人情報保護法におけるオプトアウトによる第三者提供（個人情報保護法27条2項）や共同利用（同条5項3号）と同じ表現が用いられています。

<sup>4</sup> 改正事業法案27条の12にいう「識別符号」は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律における識別符号（ID・パスワード等が典型例）とは異なる点にご注意ください。

## データ・セキュリティ NEWSLETTER

報告書 54 頁によれば、本規制にあたっては、「個人情報保護法における規律との整合性を考慮するとともに、関係業界団体における自主的取組についても尊重し、変革期にある業界の実態を踏まえた柔軟な措置を可能とすることが重要である」とされていますので、今後定められることが予想される下位法令にも注目が必要です。

この義務に反して利用者への通知等を行わなかった場合には、業務改善命令がなされる可能性があります（29 条 2 項 1 号、4 号）。業務改善命令に違反した場合には、200 万以下の罰金が科されます（186 条 3 号）。27 条の 12 の違反を理由とした直接罰はありません。

また、総務省による報告徴収及び検査の対象として第 3 号事業者が追加されます（166 条）。かかる報告徴収及び検査に対する報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、30 万円以下の罰金が科されます（188 条 17 号）。

なお、本規制に類似するものとして、改正個人情報保護法 31 条で新たに導入された個人関連情報に関する規制があります。

改正事業法案にいう「利用者に関する情報」は、改正個人情報保護法にいう「個人関連情報」や「個人情報」のみならず、利用者が法人である場合の情報を含みます。また、個人関連情報に関する規制は、第三者提供を行った場合であって、かつ、提供先がそれを個人データとして取得することが想定される場合に、本人の同意を要するというものであり、適用される局面が限定されています。一方、改正事業法案における利用者に関する情報の規制は、提供先（又は送信先）での扱いに関係なく適用されますが、同意によってのみ許容されるのではなく、オプトアウト、通知・公表でも可能とされている点が異なります。

## V. 重大事故報告の拡大

電気通信事業者<sup>5</sup>は、電気通信業務に関し通信の秘密を漏えいしたときその他総務省令で定める重大な事故が生じたとき等（以下「重大事故等」といいます）について、発生の日時、重大事故等が影響を及ぼしている地域や利用者数、発生原因等を遅滞なく報告しなければなりません（事業法 28 条）。改正事業法案では、かかる重大事故報告について、以下のとおり重大報告の要件の拡充が行われます。

### ①報告の対象となる重大事故内容の追加

特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定された電気通信事業者が特定利用者情報を漏えいした場合に重大事故報告が必要とされます<sup>6</sup>（28 条

<sup>5</sup> 重大事故報告の報告義務の対象はあくまで事業法に規定する「電気通信事業者」であり、上記の利用者情報に関する規制と異なり、登録・届出が不要な第 3 号事業を営む者は含まれません。

<sup>6</sup> 特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定された電気通信事業者は、特定利用者情報の「漏えい、滅失、又は毀損」の防止等の安全管理に関する事項を定めて総務大臣に届け出るものとされています（27 条の 6）（上記 III.1 参照）、このうち重大報告の対象となる特定利用者情報に関

## データ・セキュリティ NEWSLETTER

2号口)。

## ②重大事故の「おそれ」がある場合の報告義務の追加

事業法は、これまで重大事故の「おそれ」があるに留まる場合には、報告義務が課されていませんでした。しかし、改正事業法案においては、このような重大報告が生じるおそれがあると認められる事態として総務省令で定める事由が生じた場合にも、報告が義務となります(28条2項)。

具体的な「おそれ」の意味内容や報告の手続については、下位法令が定められるのを待つ必要がありますが、報告書によれば、電気通信回線設備について発生した下記のような事態が重大事故のおそれとして想定されています。

- ・ 正規の端末等による認証要求が要求頻度、要求継続時間等の視点で異常な状況にあることを覚知したとき
- ・ 電気通信役務の一部の提供を停止させ、一定数以上の利用者の通信内容を毀損したことを覚知したとき
- ・ 電気通信役務の一部の提供を停止させ、一定割合の通信の送受信ができなくなる状態が一定の頻度で発生又は一定時間以上継続したとき

なお、改正個人情報保護法における個人データの漏えい等発生時の報告義務においても、一定の条件を満たす個人データの漏えい等の発生又は発生した「おそれ」がある事態が報告義務の対象となっています(改正個人情報保護法施行規則7条各号)。ここにいう「おそれ」とは、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合をいい、個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断するとされています<sup>7</sup>。

## VI. まとめ

以上のとおり、改正事業法案においては、従来第3号事業者とされていた事業者のうち、検索サービスやSNSを提供する大規模な事業者等が、新たに登録又は届出を行うべき電気通信事業者となり、それらの事業者を含めた電気通信事業者のうち、一部の大規模な電気通信事業者に対して特定利用者情報の適切な取り扱いに関する規律が適用されることとなります。

また、電気通信事業又は第3号事業を営む者(範囲の詳細は、今後、総務省令で定められる)に対し利用者情報送信に係る確認の機会の付与に関する規律が適用され、また、拡充された要件の下、重大報告義務に関する規律が適用されることとなります。

特に、数が多いと思われる第3号事業者については、従来は検閲禁止・通信の秘密の

する事故は、「漏えい」のみです。関連して、改正個人情報保護法26条においては、一定の条件を満たす個人データの「漏えい等」、つまり、「漏えい、滅失、又は毀損」が発生した場合等に、個人情報保護委員会への報告義務等が発生します。

<sup>7</sup> 改正個人情報保護法ガイドライン(通則編)3-5-3-1

## データ・セキュリティ NEWSLETTER

みが適用されていたところ、利用者情報送信に関する規制が加わるという点に注意が必要です。

参考として、改正個人情報保護法を踏まえて改正された「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」が2022年3月17日に公表されましたので、こちらにも留意する必要があります<sup>8</sup>。

## セミナー情報

- セミナー 『マーケットや CRM 担当者が理解し、対応すべきプライバシー規制の要点』  
開催日時 2022年3月23日(水) 15:00~16:00  
講師 田中 浩之  
主催 トレジャーデータ株式会社
  
- セミナー 『第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～本年4月より施行された改正の内容を踏まえて～』  
開催日時 2022年4月22日(金) 14:00~17:00  
講師 田中 浩之  
主催 一般社団法人企業研究会

## 文献情報

- 論文 「個人情報保護をめぐる実務対応の最前線(第5回) 越境移転規制(1)」  
掲載誌 NBL No. 1214  
著者 岡田 淳、北山 昇、小川 智史
  
- 論文 「2022年企業法務の展望 第3回 海外個人情報保護規制への対応 2022 GDPR、中国個人情報保護法、CPRA等の法改正動向と実務のトレンド」  
掲載誌 BUSINESS LAWYERS  
著者 田中 浩之

## NEWS

- **IFLR Asia-Pacific Awards 2022にて受賞しました**  
IFLR主催のIFLR Asia-Pacific Awards 2022の授賞式が2022年3月17日にオンラインで行われ、当事務所は以下のカテゴリーにて受賞しました。

<sup>8</sup> 同ガイドラインで定義される「電気通信事業者」は、事業法にいう「電気通信事業者」よりも範囲が広く、具体的には、登録・届出が不要な第3号事業者も含まれるという点に注意が必要です。



## データ・セキュリティ NEWSLETTER

詳細は、IFLR のウェブサイトに掲載されております。

DEAL OF THE YEAR

- ・ M&A
- ・ PayPal / Paidy

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com